

# 坂東市営業時間短縮要請等関連事業者 一時金のご案内

茨城県が行った営業時間短縮や外出自粛要請の影響で、令和3年8月又は9月の売上が減少した事業者へ一時金を支給します。（飲食店へは茨城県から協力金が支給されます。）

## 支援金の対象者

営業時間短縮要請等の影響により、令和3年8月又は9月の売上（業務委託契約等の収入も可）が、前年又は前々年の同月（※令和2年9月から令和3年6月の間に開業した方への特例あり）の売上と比べて15%以上30%未満の範囲内で減少した以下のいずれかに該当する市内事業者

- （1）営業時間短縮要請に協力した飲食店と直接の取引がある事業者
- （2）外出自粛要請により直接的な影響を受けた中小企業及び個人事業者

※茨城県営業時間短縮要請等関連事業者一時金支給要綱（令和3年10月29日施行）の支給対象となる事業者及び茨城県から営業時間短縮要請を受けた事業者は支給対象外となります。

## 支援金の額

**1事業者あたり15万円**

※1事業者につき1回限り

## 申請期限

**令和3年12月15日（水）まで** ※郵送の場合は必着

## 申請に必要な書類

※下記書類の他に必要と認める書類の提出をお願いすることもあります。

- ①営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- ②令和元年または令和2年の法人又は個人確定申告書の別表1もしくは第一表の控えの写し  
※1
- ③令和3年8月又は9月の売上が確認できる売上台帳等
- ④振込先口座の通帳の写し（名義、金融機関名、支店名、口座名、口座種別、口座番号がわかるもの）
- ⑤法人事業概況説明書の写し（法人のみ）
- ⑥所得税青色申告決算書の控えの写し（個人事業者で青色申告者のみ）
- ⑦本人確認書類（個人事業者のみ）  
※1申告義務がない方が、対象年の月平均が15万円以上の場合のみ住民税の申告書類でも可能

## 申請方法

申請書類一式を商工観光課へ提出してください

■申請書類（様式第1号）及び詳細につきましては、市のホームページもしくは商工観光課までお問い合わせください。

## 【申請及びお問合せ先】

坂東市役所 産業経済部 商工観光課  
住所：〒306-0692 茨城県坂東市岩井4365  
電話：0297-20-8666  
受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）



坂東市ホームページ

# 支給対象となる事業者の具体例

※あくまで具体例です。記載以外の事業者であっても、要件を満たせば対象となり得ます。

## 営業時間短縮要請に協力した飲食店との直接取引がある事業者

飲食店  
※茨城県から営業時間短縮要請協力金を受給した飲食店（一時金の対象外）



直接取引

### 食品加工・製造事業者

惣菜製造事業者、飲料加工事業者、酒造業者 等

### 器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗備品・消耗品（おしぼり等）の販売事業者 等

### サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者 等

### 流通関連事業者

卸・仲卸 等

## 外出自粛要請により、直接的な影響を受けた、主に個人向けに対面で販売やサービスを提供する事業者（B to C事業者）

### 飲食事業者

営業時間短縮要請対象外の飲食事業者 等

### 宿泊事業者

ホテル、旅館 等

### 文化、娯楽サービス事業者

カラオケ 等

### 冠婚葬祭事業者

結婚式場、葬儀場 等

### 旅行関係事業者

旅行代理店、レンタカー 等

### 小売事業者

土産物屋、雑貨屋、アパレル関連 等

### 教育、スポーツ関連事業者

学習塾、各種習い事、スポーツジム、スポーツクラブ 等

### その他サービス事業者

マッサージ店、エステティックサロン、整体院、整骨院、鍼灸院 等

### 旅客運送事業者

バス、タクシー、運転代行業 等

### イベント関連事業者

イベント企画・運営、司会業、演者 等

### 理・美容、生活衛生関連事業者

理容室、美容室、ネイルサロン、クリーンニング店 等

## 具体的なケース

一時金の支給対象となるのは、売上減少の要因が県の営業時間短縮要請等の影響である場合です。県の営業時間短縮要請等との因果関係が認められない場合は、支給対象外となります。

### 【対象となり得るケース】

- 取引先飲食店が営業時間を短縮したため、納品数が大幅に減少した（おしぼり販売業）
- 取引先飲食店が酒類の提供を中止したため、納品数が大幅に減少した（酒造業）
- 外出自粛要請の影響で、代行を必要とするお客様が大幅に減少した（運転代行業）
- 外出自粛要請の影響で、8月の予約をキャンセルする旅行者が相次いだ（旅館）

### 【対象とならないケース】

- ×茨城県営業時間短縮要請等関連事業者一時金（令和3年8月から9月分）の支給を受けた事業者
- ×茨城県から営業時間短縮要請を受けた事業者
- ×体調不良や天候不順、設備修繕等の理由により事業活動ができなかった場合
- ×イベントが、もともと昨年（一昨年）で終了が予定されていたものである場合
- ×インターネット通信販売のみを行っており、対面でのサービスを提供していない場合
- ×雇用されている方や、家族等の収入により生計を維持されている被扶養者の方（一時金は本業として事業活動を行っている方を対象としているため）